

「生衛業経営セミナー(鹿児島会場)」を開催しました



平成30年2月19日(月)にジェイドガーデンパレス(鹿児島市)において当指導センターと全国指導センターとの共催で生衛業経営セミナーを開催しました。定員120名のところ、あいにくの雨にもかかわらず参加者138名の盛況となりました。(一社)日本シェアハウス協会理事の響城れい講師による「お客さまの心をつかむ店舗リニューアル5つの法則～お金をかけずに、ここまで変わる～」や鹿児島労働局の上ノ原勉講師による「最低賃金制度と管内の最低賃金の遵法状況」など計3名の講師に講演をいただき、参加の皆様から「大変勉強になった」、「次回もぜひ参加したい」などのご感想をいただきました。

「後継者育成支援事業」～職場体験学習(インターンシップ)等を実施しました

当指導センターでは、生衛業界の後継者育成に役立てることを目的に、関係組合等のご協力をいただき、職場体験学習を実施しています。実習を通じてお客さまとのコミュニケーションの大切さや接客の難しさを学んだとの声が多く寄せられました。また、8割近くが生衛業は楽しい仕事であり、半数の生徒が将来自分の仕事としてやってみたいと回答しています。

○店舗における職場体験学習(理容・美容・クリーニング・公衆浴場、すし商 延べ50店舗 延べ37校 92人)



(美容店) 将来美容師になりたい



(クリーニング店) 仕事はデキパキと



(公衆浴場) 暑い中、仕事たいへん

○店舗における集団職場体験学習(理容・すし商2店舗48人)



(理容店) プロってすごいなあ

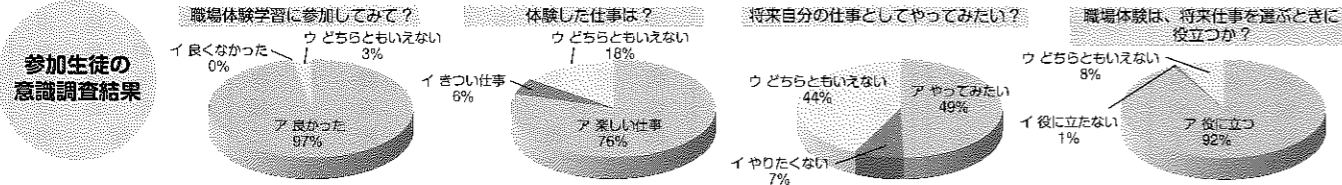


(すし店) 接客の大切さ、難しさを実感

○出前授業(喫茶飲食 延べ5校138人)



(喫茶飲食) コーヒーは奥が深い



クリーニング師研修・業務従事者講習を受講しましょう

クリーニング師及びクリーニング業務従事者(取次所を含む)の方は、3年に一度は県知事が指定する研修・講習を受講することが義務付けられています。近年、「安心・安全」や「コンプライアンス(法令遵守)」に関する利用者の関心が高まっています。利用者利益を擁護し、信頼を確保するために必ず研修・講習を受講してください。

1 会場における研修・講習(予定)

開催日	会場	所在地
平成30年10月28日(日)	薩摩川内市会場	薩摩川内市国際交流センター
平成30年11月25日(日)	奄美市会場	大島支庁内会議室
平成31年2月3日(日)	鹿児島市会場	ポリテクセンター鹿児島

2 通信制の研修・講習(予定)(離島にお住まいの方や上記会場において受講できない方)

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切
平成30年9月3日(月)	平成30年12月25日(火)	平成31年2月12日(火)

※ 上記1、2の研修・講習の中で都合のよいものを受講できます。



お客様に信頼される 確かなお店

- ★ Sマークは、厚生労働大臣許可の標準営業約款制度に従って営業しているお店の表示です。このSマークを店頭に掲げているお店は、全国どこでも約款に定められた基準以上のサービスが保証されています。消費者の信頼できるお店選びの大きな目安になります。また、万一の場合、事故賠償基準に基づき、お客様には速やかに円滑な損害賠償が行われます。
- ★ Sマークの登録対象業種
理容業、美容業、クリーニング業、一般飲食店営業及びめん類飲食店営業の5業種です。
- ★ Sマークに関する詳しい情報は、全国生活衛生営業指導センターのホームページ(当指導センターのホームページからジャンプできます。)から得ることができ、各業種の約款規定集や申請書様式をダウンロードすることができます。登録希望の方は当指導センターへお問い合わせください。

新任のご挨拶



日本政策金融公庫川内支店
国民生活事業統轄 浅沼 靖司

四月一日付の異動で熱田支店から川内支店事業統轄に就任いたしました浅沼でございます。

生活衛生関係営業を営む皆さまにおかれましては、日頃から、私ども日本政策金融公庫の業務につきまして、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、日本経済は実質GDPが8四半期連続のプラス成長で推移する等、回復局面が続いています。しかし、その一方で、個人消費が伸び悩んでいる状況です。加えて、生活衛生関係営業を取り巻く環境は、後継者難といった課題を抱え、さらには受動喫煙防止対策強化や訪日外国人観光客の増加といった環境変化にも対応することが求められています。

こうした状況下において、生活衛生営業指導センター様と生活衛生同業組合様におかれましては、各種支援事業を通じて、生活衛生業者の皆さまの課題解決に貢献し、業界の更なる活性化と発展に尽力されており、重要な役割を担っています。

私も公庫といたしましても、政策金融機関として、生活衛生営業指導センター様並びに生活衛生同業組合様と引き続き連携し、迅速に資金ニーズに対応してまいります。

最後になりましたが、皆さま方のご健勝を祈念いたしまして、新任のご挨拶とさせていただきます。

日本政策金融公庫国民生活事業の融資のご案内

資金名	振興事業貸付(注1)	一般貸付	生活衛生改善貸付
ご利用いただける方	振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員であって、生活衛生関係の事業を営む方	生活衛生関係の事業を営む方(組合未加入の方)	生活衛生関係の事業を営んでおり、生活衛生同業組合等の実施する経営指導を受けている小規模事業者(注2)であって、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた方
ご融資額	設備資金:1億5,000万円以内~7億2,000万円以内(注3) 運転資金:5,700万円以内	設備資金: 7,200万円以内~4億円以内	2,000万円以内
ご返済期間	設備:20年以内[うち据置期間2年以内](注4) 運転:7年以内[うち据置期間2年以内](注4)	13年以内(一般公衆浴場は30年以内)[うち据置期間1年以内(ご返済期間が7年超の場合、2年以内)]	設備:10年以内[うち据置期間2年以内] 運転:7年以内[うち据置期間1年以内]

(注1) ご利用にあたっては、振興計画認定組合の長(認定組合の長から委任を受けた支部長または理事を含みます。)が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要となります。また、振興事業促進支援融資制度を適用した場合は、適用される利率から0.15%引き下げた利率でご利用いただけます(振興事業特定施設設備・振興運転資金に限ります。)。 (注2) 常時使用する従業員が5人(旅館業および興行場営業は20人)以下の会社または個人 (注3) 業種によって異なります。 (注4) 訪日外国人旅行者対応に必要な設備資金であって、店舗・宿泊施設の施設および増築にかかるものについては、30年以内。 ※お使いの、ご返済期間、担保の有無などによって、異なる利率が適用されます。また、審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

鹿児島県の最低賃金が改正されました。

鹿児島県最低賃金(地域別最低賃金)	時間額	効力発生日	適用範囲
	737円	平成29年10月1日	鹿児島県下のすべての労働者に適用されます。

《最低賃金に関するお問い合わせ先》

- 鹿児島労働局資金室 ☎ 099-223-8278
- 鹿児島労働基準監督署 ☎ 099-214-9175
- 鹿屋労働基準監督署 ☎ 0994-43-3385
- 川内労働基準監督署 ☎ 0996-22-3225
- 加治木労働基準監督署 ☎ 0995-63-2035
- 名瀬労働基準監督署 ☎ 0997-52-0574

鹿児島労働局・労働基準監督署
http://kagoshima-roudoukyoku.isite.mhlw.go.jp
最低賃金テレフォンサービス ☎ 099-223-8881

栄えある受賞 おめでとうございます

永年にわたり生活衛生関係営業の発展と向上に尽くされたご功績により、生活衛生営業功労者として、次の方々が表彰を受けられました。心からお喜び申し上げますとともに今後ますますのご活躍をお祈り申し上げます。

【平成29年度厚生労働大臣表彰】 (敬称略)

所属組合	氏名	所属組合	氏名
すし美容	平川 義信	理容	容馬 籠俊昭
	福留 惇夫		

【平成30年知事表彰】 (敬称略)

所属組合	氏名	所属組合	氏名
美容	大河 敏子	公衆浴場業	朝田 進
美容	前田 勝治	飲食業	奥平 博文